

議案第 13 号

川崎市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市都市公園条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 31 年 2 月 12 日提出

川崎市長 福田 紀彦

川崎市都市公園条例の一部を改正する条例

川崎市都市公園条例（昭和 32 年川崎市条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条の 2 第 3 項の表ゴルフ場の項中「19, 540 円」を「19, 900 円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成 31 年 10 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の条例第 8 条の 2 第 3 項の表の規定は、この条例の施行の日以後のゴルフ場の利用に係る料金について適用し、同日前のゴルフ場の利用に係る料金については、なお従前の例による。

参考資料

制 定 要 旨

消費税法及び地方税法の一部改正に伴い、ゴルフ場の利用料金について、消費税率及び地方消費税率の引上相当分の改定を行うため、この条例を制定するものである。